

○経済産業省告示第七十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十三条第二項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年八月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十三条第二項に規定する期間は、令和元年度に実施された第一次試験に合格した者については令和三年度、令和二年度に実施された第一次試験に合格した者については令和四年度とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。